

簡易専用水道（貯水槽水道）の管理について

簡易専用水道とは貯水槽の有効容量が 10 m^3 を超えるものです。簡易専用水道を設置した方は、その管理者を決め責任の所在を明確にして、以下のように施設管理を徹底し、安全な水の供給に努めてください。

1. 法定検査

簡易専用水道の設置者は、毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければなりません。

（水道法第34条の2第2項）

2. 設置、変更及び廃止の届出

簡易専用水道を設置、変更（※）及び廃止をする際は、速やかに諏訪市小規模水道設置（変更・廃止）届を諏訪市水道局に提出をしてください。

（諏訪市小規模水道管理維持要綱第8条）

※変更とは、構造変更の他、設置者、管理責任者、建物名の変更等になります。

構造変更により有効容量 10 m^3 以下となる場合、簡易専用水道の廃止届を提出すると同時に、準簡易専用水道設置届を提出する必要があります。

3. 衛生的な管理

簡易専用水道の設置者は、施設を衛生的に管理してください。

（水道法第34条の2第1項）

（水道法施行規則第55条）

（諏訪市水道事業給水条例第44条）

（諏訪市小規模水道管理維持要綱第10条、第13条及び第14条）

次のような点について衛生管理を行ってください。

○水道法で定めている衛生管理

①	貯水槽の清掃	水槽の清掃を、1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。
②	施設の点検等	水槽の点検を行う等、有害物、汚水等による汚染防止のために必要な措置を講じてください。 ▼点検のポイント ・水槽の周辺は清潔ですか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・水槽にヒビ割れや水漏れはありませんか。 ・周囲に汚染の原因となるものは 없습니다。 ・水槽内に異物はありませんか。 ・マンホールの蓋は防水密閉型で施錠されていますか。 ・オーバーフロー管や通気管に防虫網はついていますか。 ・防虫網が傷んでいませんか。 ・ボールタップは正常に作動していますか。
③	水質の確認	<p>給水栓において水の色、濁り、臭い、味その他の状態により、供給する水に異常がある時には、必要なものについて検査を行ってください。</p> <p>以下が参考基準です。</p> <p>色度：5度以下であること。</p> <p>濁度：2度以下であること</p> <p>臭気、味：異常でないこと。</p> <p>※「水質基準に関する省令」参照</p>
④	事故の報告	飲料水汚染事故が発生した時や、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を使用者に周知させてください。また、直ちにその旨を諏訪市水道局に報告してください。

○諏訪市小規模水道管理維持要綱で定めている衛生管理

①	消毒効果の確認	給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が 0.1mg/l 以上あるか確認してください。検査を行った時はその状況を記録して、1年間保存してください。
②	図面等の備付け	<p>次のような書類を整備し、保管管理してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の配置、系統を明らかにした図面 ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面 ・水槽の清掃の記録（清掃業者からの報告書） ・管理の点検及び検査記録 ・法定点検の検査結果（法定点検検査機関からの報告書）

4. その他

簡易専用水道設備の管理状況を確認するため、職員による立入調査や、管理状況の報告徴収をする場合があります。

(諏訪市小規模水道管理維持要綱第12条)